

# 商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

2012年12月10日現在

1. 商品名	・納税準備預金
2. ご利用いただける方	・法人および個人のお客さま
3. 期間	・期間の定めはございません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時お預け入れいただきます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・原則として預金者などの租税納付にあてる場合に払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用いたします。(金利情勢により変動します) ・毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日にお支払いいたします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割で計算いたします。
7. 課税 (租税納付以外の目的で払い戻したした場合)	・個人のお客さまは利息の20%(国税15%、地方税5%)が源泉分離課税されます。 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ・法人のお客さまは総合課税されます。(非課税法人の場合は非課税) ・納税貯蓄組合預金の場合、その払戻日が所属する利息決算期間における納税外払戻金額に応じて異なります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・マル優の対象外となります。
10. 中途解約時の取扱い	—
11. その他参考となる事項	・利息には原則所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻された場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、課税されます。 (ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません。) ・租税納付以外の目的で払い戻された場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。 ・預金保険制度の対象となります。 (1預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息などが保護されます) ・金利については、窓口へご照会ください。
12. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772